



山形県公報

平成18年3月22日(水)

号 外 (8)

目 次

条 例

- 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例…………… (議 会) … 9
- 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) …10
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) …19
- 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …21
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …22
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …23
- 山形県産業廃棄物税条例…………… (税 政 課) …25
- 山形県消費生活条例…………… (生活安全調整課) …29
- 山形県産業廃棄物税基金条例…………… (環境整備課) …38
- 山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (健康福祉企画課) …同
- 山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (長寿社会課) …39
- 山形県障害者支援施設条例…………… (障害福祉課) …同
- 山形県立ふれあいの家条例…………… (同) …42
- 山形県障害者介護給付費等不服審査会条例…………… (同) …44
- 障害者自立支援法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (同) …45
- 山形県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例…………… (同) …47
- 山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (保健薬務課) …同
- 山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …48
- 山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例…………… (産業政策課) …49
- 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例…………… (雇用労政課) …同
- 山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (同) …50
- 山形県都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) …51
- 山形県空港管理条例の一部を改正する条例…………… (交通基盤課) …52
- 山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例を廃止する条例…………… (教 育 庁) …同
- 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同

- 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…53
- 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部）…同
- 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例……………（同）…同
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………（同）…54
- 診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整理に関する条例……………（病院事業局）…55

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（議会）
 - 1 山形県議会の議員の定数を44人とする事とした。（第1条関係）
 - 2 米沢市及び鶴岡市の選挙区で選挙すべき議員の数をそれぞれ3人及び5人にする事とともに、酒田市の選挙区及び飽海郡の選挙区を酒田市・飽海郡の選挙区とし、当該選挙区で選挙すべき議員の数を5人とする事とした。（第2条関係）
 - 3 その他
 - (1) この条例は、平成19年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定める事とした。（改正条例附則第2項関係）
- ◇ 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（議会）
 - 1 題名を知事等及び職員の給与の特例に関する条例に改める事とした。（題名関係）
 - 2 議会の議員の報酬の額を山形県特別職の職員の給与等の特例に関する条例別表第1に掲げる額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする特例措置を廃止することとした。（第1条関係）
 - 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（人事課）
 - 1 退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする事とした。（第3条関係）
 - 2 退職手当の基本額について定める事とした。（第4条～第6条関係）
 - 3 給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を定める事とした。（第6条の2第1項関係）
 - 4 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を定める事とした。（第6条の3関係）
 - 5 退職手当の基本額の最高限度額を定める事とした。（第7条～第7条の3関係）
 - 6 退職手当の調整額について定める事とした。（第7条の4関係）
 - 7 整理退職等をした者に対する退職手当の額に係る特例を定める事とした。（第7条の5関係）
 - 8 退職手当のうち退職手当の調整額に相当する額を支給しない者を定める事とした。（第9条第2項関係）
 - 9 その他規定の整備を行う事とした。
 - 10 その他

- (1) この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第8項関係）
- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第10号）（人事課）
- 1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正
議会の議員の報酬月額、知事等の給料月額及び行政委員会の委員等の報酬額を引き下げることとした。
 - 2 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
教育長の給料月額を引き下げることとした。
 - 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（人事課）
- 1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、武力攻撃災害等派遣手当を新設することとした。（第13条の10第1項関係）
 - 2 栄養教諭の職の設置に伴い、規定の整備を行うこととした。（第2条第3号関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（人事課）
- 1 地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成18年10月1日及び規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第13号）（人事課）
- 1 育児休業をした職員等が職務に復帰した場合、復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて号給を調整することとした。（第6条関係）
 - 2 職員等が育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）について、退職手当の算定の基礎となる引き続いた在職期間から除算する期間は、当該期間の月数の3分の1に相当する月数とすることとした。（第7条第2項関係）
 - 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（人事課）
- 1 指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の使用の許可等の事務を県が処理することとした。（第2条第1項の表第15項、第35項、第36項、第38項～第41項、第43項及び第44項関係）
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（財政課）
- 1 高圧ガス保安法施行令に基づく製造保安責任者試験の実施に係る手数料等について、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の手数料を定めることとした。（第2条第1項第72号、第73号及び第110号関係）
 - 2 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第228号の3～第228号の7、第231号、第232号、第274号の2及び第339号関係）
 - (1) 介護保険法に基づく介護支援専門員証の交付等
 - (2) 介護保険法に基づく介護サービス情報の公表等及び調査
 - (3) 県立の職業能力開発校又は県立の職業能力開発短期大学校に係る修了、成績等の証明書の交付
 - (4) 山形県立農業大学校に係る卒業、成績等の証明書の交付
 - 3 介護保険法の規定により介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を指定試験実施機関に行わせることとした場合、同法の規定により介護サービス情報に係る調査に関する事務を指定調査機関に行わせることとした場合並びに同法の規定により介護サービス情報の報告

の受理及び公表の事務を指定情報公表センターに行わせることとした場合におけるそれぞれの事務に係る手数料は、それぞれ当該事務を行う機関に納めるものとし、当該機関に納められた手数料は、その収入とすることとした。（第3条第8項～第10項関係）

- 4 その他規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県産業廃棄物税条例（県条例第16号）（税政課）

- 1 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課することとした。（第1条関係）
- 2 産業廃棄物税の課税地は、最終処分場の所在地とするほか、知事がそれにより難いと認める場合又は特に必要があると認める場合には、別に指定することができることとした。（第4条関係）
- 3 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出した事業者が、その排出した産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合又は自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合に、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該事業者に課することとした。（第5条関係）
- 4 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とし、その税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。（第6条及び第7条関係）
- 5 知事は、天災その他の災害により排出された産業廃棄物及び公益上その他の事由により課税が不適当なものの搬入については、産業廃棄物税を課さないこととした。（第9条関係）
- 6 産業廃棄物税の徴収の方法は、特別徴収及び申告納付とすることとした。（第10条関係）
- 7 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とすることとした。（第11条関係）
- 8 産業廃棄物税の特別徴収義務者の登録の手續、申告納入の手續、徴収金の徴収猶予及び徴収不能額等の還付又は納入義務の免除について定めることとした。（第12条～第15条関係）
- 9 産業廃棄物税に係る申告納付すべき納税者としての届出及び申告納付の手續並びに申告納付すべき産業廃棄物税の減免について定めることとした。（第16条～第18条関係）
- 10 その他必要な手續等について定めることとした。（第19条～第23条関係）
- 11 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てなければならないこととした。（第24条関係）
- 12 その他
 - (1) この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、施行の日以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用することとした。（附則第1項及び第2項関係）
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（附則第3項～第5項関係）
 - (3) 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとした。（附則第6項関係）

◇ 山形県消費生活条例（県条例第17号）（生活安全調整課）

- 1 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策等について定め、その推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 1の目的を達成するに当たっての基本理念を定めることとした。（第2条関係）
- 3 県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を定めるとともに、知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画を策定することとした。（第3条～第8条関係）
- 4 消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある欠陥のある商品等

- （以下「危害商品等」という。）の供給の禁止並びに危害商品等に関し知事が行う調査等及び緊急情報提供について定めることとした。（第9条～第11条関係）
- 5 知事は、不当な取引行為を指定できることとし、指定された不当な取引行為の禁止並びに当該取引行為に関し知事が行う調査等及び緊急情報提供について定めることとした。（第12条～第15条関係）
 - 6 事業者は、その供給する商品等について、表示、広告、容器の使用及び包装並びに規格の設定を適正に行うよう努め、及び適正に計量しなければならないこととした。（第16条～第20条関係）
 - 7 事業者及び事業者団体が自主的に設定する基準並びに知事が定める基準及びその遵守義務について定めることとした。（第21条～第23条関係）
 - 8 生活関連物資の供給の確保等について必要な事項を定めることとした。（第24条～第26条関係）
 - 9 県が行う啓発活動及び消費者教育の推進について定めるとともに、知事は、消費者団体の健全な活動の促進のために必要な施策を講ずることとした。（第27条～第29条関係）
 - 10 消費者からの相談及び苦情の申出の処理、山形県消費生活審議会のあっせん及び調停並びに訴訟費用等の援助について定めることとした。（第30条～第33条関係）
 - 11 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置が講じられていないことにより、消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあるときは、知事に対し、適切な措置を講ずるよう求めることができることとした。（第34条関係）
 - 12 事業者に対する立入調査等、この条例の規定に違反している事業者に対する勧告及びこの条例の規定による立証の要求等に応じなかった場合等の事業者名等の公表について定めることとした。（第35条～第37条関係）
 - 13 山形県消費生活審議会の組織等について必要な事項を定めることとした。（第38条～第45条関係）
 - 14 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国、関係地方公共団体等に対して、適当な措置をとるよう要請し、又は協力を求めることとした。（第46条関係）
 - 15 山形県消費生活センターは、国、地方公共団体その他関係機関、消費者団体等と連携し、本県における消費者施策の中核的な機関として積極的な役割を果たすこととした。（第47条関係）
 - 16 知事は、消費者施策の実効性を確保するため、商品の試験、検査等及び役務についての調査研究等を行う体制を整備するとともに、必要に応じて、試験、検査、調査研究等の結果を明らかにすることとした。（第48条関係）
 - 17 その他
 - (1) この条例は、平成18年7月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第5項関係）
- ◇ 山形県産業廃棄物税基金条例（県条例第18号）（環境整備課）
- 1 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策を実施するため、山形県産業廃棄物税基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
 - 2 基金として積み立てる額は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額とし、予算で定めることとした。（第2条関係）
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
 - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
 - 5 基金は、1に掲げる施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができるこ

ととした。（第6条関係）

6 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇ 山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（健康福祉企画課）

1 介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（長寿社会課）

1 山形県介護保険財政安定化基金に充てるため市町村から徴収する拠出金の額を算定するための割合を1,000分の0.5とすることとした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県障害者支援施設条例（県条例第21号）（障害福祉課）

1 障害者自立支援法第83条第2項の規定により障害者支援施設を置くこととした。（第1条関係）

2 県は、3により1の施設（以下「支援施設」という。）の管理を指定管理者が行う場合を除き、支援施設において障害福祉サービスを受けた者（措置対象者を除く。）から使用料を徴収することとした。（第2条関係）

3 支援施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。（第3条～第6条関係）

4 その他

(1) この条例は、平成18年10月1日から施行することとした。

(2) 山形県知的障害者援護施設条例は、廃止することとした。（附則第2項関係）

(3) その他所要の経過措置を定めることとした。（附則第3項～第11項関係）

(4) 関係条例の規定の整備を行うこととした。（附則第12項関係）

◇ 山形県立ふれあいの家条例（県条例第22号）（障害福祉課）

1 障害者自立支援法第79条第1項の規定により、同項第5号に掲げる事業を行うため、山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）を山形市に置くこととした。（第1条関係）

2 ふれあいの家を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。（第2条第1項関係）

3 知事は、ふれあいの家の利用の目的、方法等が一定の事項に該当するときは、2の許可をしないこととした。（第3条関係）

4 知事は、2の許可を受けてふれあいの家を利用しようとし、又は利用している者が一定の事項に該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は当該許可に新たな条件を付することができることとした。（第4条関係）

5 2の許可を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、当該許可のあった日から10日以内（知事の承認を受けたときは、知事の指示する期間内）に、知事の定める手続をしなければならないこととした。（第5条第1項関係）

6 利用決定者は、知事が特別の事情があると認めた者を除き、知事が適当と認める連帯保証人1名をたてなければならないこととした。（第6条関係）

7 ふれあいの家を利用する者（以下「利用者」という。）が負担する費用について定めることとした。（第7条関係）

8 利用者は、ふれあいの家の利用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならないこととした。（第8条関係）

9 利用者は、ふれあいの家を他の者に貸し、又はその利用の権利を他の者に譲渡してはならないこととした。（第9条関係）

10 県は、11によりふれあいの家の管理を指定管理者が行う場合を除き、利用者から使用料を徴収することとした。（第10条第1項関係）

- 11 ふれあいの家の管理を指定管理者に行わせることができることとした。（第11条～第14条関係）
- 12 この条例は、平成18年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障害者介護給付費等不服審査会条例（県条例第23号）（障害福祉課）
 - 1 障害者自立支援法（以下「法」という。）の規定に基づき、山形県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置くこととした。（第1条関係）
 - 2 審査会は法の規定に基づく審査請求の事件を取り扱うこととし、知事は、審査請求があったときは、障害者等の保健又は福祉に係る専門的な審査を要しない場合を除き、審査会に審査を求めなければならないこととした。（第2条関係）
 - 3 審査会は、委員5人で組織することとし、障害者自立支援法施行令に規定する合議体は、委員5人で構成することとした。（第3条関係）
 - 4 法の規定により診断その他の調査をした医師等に対して支給する報酬の額は、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職にある者のうち日額をもって報酬が定められる者の例によることとした。（第4条関係）
 - 5 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 障害者自立支援法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第24号）（障害福祉課）
 - 1 障害者自立支援法の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日及び同年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（障害福祉課）
 - 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、山形県精神保健福祉審議会の組織について必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（障害福祉課）
 - 1 山形県精神保健福祉センターの使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（保健薬務課）
 - 1 介護保険法及び児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、児童福祉法の一部改正に係る部分は、同年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（保健薬務課）
 - 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 動物取扱業の登録を受けようとする者等から徴収する手数料の額を定めることとした。（第23条第1項関係）
 - 3 その他
 - (1) この条例は、平成18年6月1日から施行することとした。ただし、2の一部及び(2)については、同年4月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項及び第3項関係）
- ◇ 山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（産業政策課）
 - 1 新たに設置する会議室の使用料の額を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例（県条例第30号）（雇用労政課）
 - 1 県は、山形県立職業能力開発校条例に規定する職業能力開発校における授業料、受講料、入校料及び入校考査料を徴収することとした。（第1条、第2条及び別表関係）
 - 2 授業料は、前期分及び後期分に分割して徴収するものとし、前期分の授業料にあつては4月に、後期分の授業料にあつては10月にそれぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を徴収す

ることとした。（第3条関係）

3 受講料は知事が別に定める時期に、入校料は入校を許可するときに、入校考査料は入校の志望を受理するときにそれぞれ徴収することとした。（第4条～第6条関係）

4 入校の時期が2に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入校した日の属する月から次の徴収の月の前の月までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入校した日の属する月に行うこととした。（第7条関係）

5 4月から9月までの間に退校した者からは、後期分の授業料は徴収しないこととした。（第8条関係）

6 知事は、特に必要があると認めるときは、授業料及び入校料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができることとした。（第9条関係）

7 その他

(1) この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）

◇ 山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（雇用労政課）

1 山形県立産業技術短期大学の授業料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（都市計画課）

1 有料公園施設として最上川ふるさと総合公園にスケートパークを、山形県総合運動公園に第3運動広場を設置し、それらの使用料の額を定めることとした。

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（交通基盤課）

1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成19年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例を廃止する条例（県条例第34号）（教育庁）

1 スポーツ及び芸術奨学金の貸与制度を廃止することとした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（教育庁）

1 学校職員の定数を変更することとした。（別表関係）

2 栄養教諭の職の設置に伴い、規定の整備を行うこととした。（第2条第1項及び第3項関係）

3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（教育庁）

1 栄養教諭の職の設置に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（警察本部）

1 警務部の所掌事務に個人情報保護に関するものを加えることとした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（警察本部）

1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（警察本部）

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第4項に規定する受付所営業

- を営んではならない区域等を定めることとした。（第10条の4関係）
 - 2 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者等から届出書の提出があった旨を記載した書面の交付等に係る手数料を定めることとした。（別表第4関係）
 - 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は、平成18年5月1日から施行することとした。
- ◇ 診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第40号）（病院事業局）
- 1 診療報酬の算定方法等の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第7号

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「46人」を「44人」に改める。

「米沢市 4人」 「米沢市 3人

第2条中 鶴岡市 6人 を 鶴岡市 5人 に改め、「飽海郡 1人」を削る。

酒田市 4人」 酒田市・飽海郡 5人」

附 則

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。
- 2 議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第8号

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例

第1条を削る。

第2条中「特別職給与等条例」を「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）」に改め、同条を第1条とし、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第9号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第4条から第6条まで」を「次条及び第7条の5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第3条を削り、第2章中第4条の前に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第4条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「第6条第1項若しくは第2項」を「第6条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「給料月額」を「給料の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第4条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「1年以上 5年」を「1年以上10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第5条の見出しを「（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）」、20年」を「11年」に、「定数の減少」を「25年未満の期間勤続し、定数の減少」に改め、「以下同じ。」を削り、「次条第1項の規定に該当する者を除く」を「次条第1項に規定する法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者を除く。次条及び第6条の3において「勤務公所移転等により退職した者」という」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「給料月額」を「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「勸奨を受けて」を「勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公所移転等により」に、「退職手当の額は、退職の日に

おけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第6条の4を第6条の5とし、第6条の3を第6条の4とする。

第6条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する」を「第6条第1項に規定する」に、「を除く」を「及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く」に、「前条第1項の規定の」を「同項及び前条第1項の規定の」に、「同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第8条の2第4項、第9条第3項又は第14条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第9条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第8条第5項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第8条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(5) 第8条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(6) 第8条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(7) 第8条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

(8) 第8条第5項第6号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(9) 第8条第5項第7号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

(10) 第8条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

- (11) 第8条の2第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第8条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第8条の2第3項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第8条の2第3項第2号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第8条の2第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第8条の2第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第8条の2第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第8条の2第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（退職手当の基本額の最高限度額）」を付し、同条中「第6条の2まで」を「第6条まで」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第7条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第6条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第6条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第4条から第6条まで	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の3の規定により読み替えて適用す

		る第6条の
第7条の2	第6条の2第1項の	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号ロ	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条若しくは第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」と総称する。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に

関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）
地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由又は教育公務員特例法第26条第1項の規定による休業により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
 - (2) 第2号区分 62,500円
 - (3) 第3号区分 50,000円
 - (4) 第4号区分 45,850円
 - (5) 第5号区分 41,700円
 - (6) 第6号区分 33,350円
 - (7) 第7号区分 25,000円
 - (8) 第8号区分 20,850円
 - (9) 第9号区分 16,700円
 - (10) 第10号区分 零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第8号まで又は第10号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第9号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第7条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額（以下「基本給月額」という。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

第8条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「地方公務員法第27条若しくは

第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」と総称する。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由又は教育公務員特例法第26条第1項の規定による休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）」を「休職月等」に、「をとることを要しなかつた」を「に従事することを要しなかつた」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第5条」を「第5条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第6条第3項」を「前条」に、「規定による」を「規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に、「前8項」を「前各項」に改める。

第8条の2第5項中「前条第3項」を「第7条の4第1項」に、「同条第1項」を「前条第1項」に改める。

第9条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第4条第1項及び第6条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたもの

第13条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第13条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第13条の2及び第13条の3中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第10項中「第4条から第6条の2まで、第7条」を「第3条から第6条の3まで、第7条から第7条の5まで」に改め、同項第1号中「第4条から第6条の2まで及び第7条」を「第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改める。

附則第12項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第15項中「総理府令」を「総務省令」に改める。

附則第35項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第6条の2まで」を「第6条の3まで」に改める。

附則第36項中「第5条」を「第4条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第37項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則に次の1項を加える。

41 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で規則で定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月

額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の5に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月県条例第63号。以下この項及び附則第4項において「条例第63号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下この項及び附則第4項において「条例第38号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号。以下この項及び附則第4項において「条例第48号」という。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第35項から第37項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第63号附則第3項、附則第10項の規定による改正後の条例第38号附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正後の条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 職員のうち新条例第8条第5項及び第6項並びに第8条の2第1項から第3項までの規定により新条例第6条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。
- 4 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の条例第63号附則第3項、附則第10項の規定による改正前の条例第38号附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
 - (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に

- 掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
- イ 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
- イ 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。
- 6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号）附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。
- 7 新条例第7条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「その者の基礎在職期間（）」とあるのは、「平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（）」と、同条第2項中「基礎在職期間」とあるのは、「平成8年4月1日以後の基礎在職期間」とする。
- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 9 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月県条例第63号）の一部を次のように改正する。
- 附則第3項中「第4条から第6条まで及び第7条」を「第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改め、同項第2号中「第7条の規定に該当する」を「第7条又は第7条の2の規定に該当する」に、「第7条の規定により」を「第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の4までの規定により」に改める。
- 10 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。
- 附則第5項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第6条の2まで」を「第6条の3まで」に改める。
- 附則第6項中「第5条（）」を「第4条第1項（）」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条及び」を「第4条第1項及び第6条の2並びに」に改める。
- 附則第7項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第6条及び第6条の2並びに」を「第6条から第6条の3まで及び」に改める。
- 附則第8項中「第4条から第6条の2まで及び第7条」を「第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改める。
- 附則第14項中「第4条から第6条の2までの」を「第3条及び第7条の5の」に、「第4条から第6条の2まで及び第7条」を「第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改める。
- （外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第1項中「第6条の3又は」を「第6条の4、第7条の4第1項又は」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 県職員である派遣職員に関する退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第3項の規定の適

用については、派遣の期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

- 12 公益法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第8条第3項」を「第7条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第3項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第18条中「第8条第3項」を「第7条の4第1項」に改める。

(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 13 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第5条」を「第4条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条の」を「同項の」に改める。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第10号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

- 第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「17,400円」を「16,200円」に改める。

別表第1 報酬月額欄中	930,000円	を	867,000円	に改
	830,000円		774,000円	
	800,000円		746,000円	

める。

別表第2 給料月額欄中	1,300,000円	を	1,212,000円	に、
	1,000,000円		933,000円	
	840,000円		783,000円	

「840,000円以内」を「783,000円以内」に、「650,000円」を「606,000円」に改める。

月額	206,000円	月額	192,000円
----	----------	----	----------

別表第3 報酬額の欄中

を

に、

同	184,000円
同	189,000円
同	160,000円
日額	11,600円
月額	189,000円
同	103,000円
同	206,000円
同	184,000円
同	206,000円
同	184,000円
同	206,000円
同	184,000円
同	206,000円
同	184,000円
同	160,000円
同	148,000円
日額	11,600円
月額	75,000円
同	66,000円
日額	11,600円
月額	30,000円

同	171,000円
同	176,000円
同	149,000円
日額	10,800円
月額	176,000円
同	96,000円
同	192,000円
同	171,000円
同	192,000円
同	171,000円
同	192,000円
同	171,000円
同	149,000円
同	138,000円
日額	10,800円
月額	69,900円
同	61,500円
日額	10,800円
月額	27,900円

同	27,000円
同	30,000円
同	27,000円

同	25,100円
同	27,900円
同	25,100円

「194,000円」を「181,000円」に、「33,700円」を「31,400円」に、「290,000円」を「270,000円」に、「300,000円」を「279,000円」に改める。

（山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「840,000円」を「783,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第11号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「ろう学校」を「聾学校」に、「校長、教頭、教諭、養護教諭」を「校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭」に、「規定する職員」を「規定する職員のうち栄養教諭以外の者」に改める。

第3条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」に改める。

第13条の10第1項中「第32条第1項」を「第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定（「ろう学校」を「聾学校」に改める部分を除く。）は、平成18年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第12号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第11条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第11条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第13号

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下この項において「調整期間」という。）」を削り、「（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日（給与条例第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「（昭和28年10月県条例第26号）第8条第3項」を「（昭和28年10月県条例第26号。以下この条において「退職手当条例」という。）第7条の4第1項及び第8条第3項」に、「同項」を「退職手当条例第7条の4第1項」に、「をとる」を「に従事する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての退職手当条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第14号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第21項までを1項ずつ繰り上げ、同表第22項事務の欄中「第26項まで」を「第25項まで」に改め、同項を同表第21項とし、同表中第23項を第22項とし、第24項から第27項までを1項ずつ繰り上げ、同表第28項事務の欄第1号中「第15条の15第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同欄第2号中「第15条の15第6項」を「第15条の2第6項」に改め、同欄第3号中「第15条の16」を「第15条の3」に改め、同欄第4号中「第15条の17第1項」を「第15条の4第1項」に改め、同欄第5号中「第15条の17第2項」を「第15条の4第2項」に改め、同項を同表第27項とし、同表中第29項を第28項とし、同表第30項事務の欄第1号中「第19条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄第2号中「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同項を同表第29項とし、同表中第31項を第30項とし、同表第32項市町村の欄中「、高畠町及び小国町」を「及び高畠町」に改め、同項を同表第31項とし、同表中第33項を第32項とし、第34項を第33項とし、第35項及び第36項を削り、第37項を第34項とし、第38項から第

41項までを削り、第42項を第35項とし、第43項及び第44項を削り、第45項を第36項とする。

附則第3項を削る。

附則第4項中「第2条第1項の表第22項」を「第2条第1項の表第21項」に、「同表第22項」を「同項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附則第6項中「第2条第2項各号」を「第2条第2項の表第1項各号」に改め、同項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第28項事務の欄第1号から第5号までの改正規定及び附則第6項の改正規定は公布の日から、同表第30項事務の欄第1号及び第2号の改正規定は同年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に市町村長がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に市町村長に対してされている申請その他の行為で、改正前の第2条第1項の表第15項、第35項、第36項、第38項から第41項まで、第43項及び第44項に掲げる事務に係るものは、同日以後においては知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第15号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号の表ヌの項及びルの項中「航空機」を「航空機若しくは船舶」に改め、同条第1項第72号中「、丙種化学責任者免状」を「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、9,500円）、丙種化学責任者免状」に、「9,400円」を「9,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円）」に、「、第二種冷凍機械責任者免状」を「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,500円）、第二種冷凍機械責任者免状」に、「、第三種冷凍機械責任者免状」を「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,500円）、第三種冷凍機械責任者免状」に改め、同項第73号中「8,500円」を「8,500円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,000円）」に、「6,700円」を「6,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、6,200円）」に改め、同項第76号イ中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」に改め、同項第110号中「23,000円」を「23,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、22,500円）」に改め、同項第190号から第193号までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項第228号の次に次の6号を加える。

(228)の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	7,000円
(228)の3 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証交付手数料	4,200円
(228)の4 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証に係る書換え交付	介護支援専門員証書換え交付手数料	1,600円
(228)の5 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく	介護支援専門員証再交付手数料	1,100円

- | | | |
|--|-------------------------|--------|
| づく介護支援専門員証に係る再交付 | 付手数料 | |
| (228)の6 介護保険法第69条の7第5項の規定に基づく登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付 | 介護支援専門員証移転
交付手数料 | 1,600円 |
| (228)の7 介護保険法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査 | 介護支援専門員証有効
期間更新申請手数料 | 2,000円 |
- 第2条第1項第229号中「（平成9年法律第123号）」を削り、同項第231号及び第232号を次のように改める。
- | | | |
|--|---------------------|---------------------|
| (231) 介護保険法第115条の29第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告の受理及び同条第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表 | 介護サービス情報の公
表等手数料 | 1 事業所につき
12,000円 |
| (232) 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報に係る調査 | 介護サービス情報の調
査手数料 | 1 事業所につき
37,000円 |
- 第2条第1項第238号から第240号までを次のように改める。
- | | | |
|---|--------------------|--------|
| (238) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第20条第1項の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査 | 通訳案内士登録申請手
数料 | 5,100円 |
| (239) 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正 | 通訳案内士登録証訂正
手数料 | 4,000円 |
| (240) 通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付 | 通訳案内士登録証再交
付手数料 | 4,000円 |
- 第2条第1項第274号の次に次の1号を加える。
- | | | |
|--|--|------------|
| (274)の2 県立の職業能力開発校又は県立の職業能力開発短期大学校に係る修了、成績等の証明書の交付（現に在校中の訓練生に対して行うもの及び国又は他の地方公共団体の職員が職務上請求する場合に係るものを除く。） | 県立の職業能力開発校
又は県立の職業能力開
発短期大学校の諸証明
書交付手数料 | 1 通につき260円 |
|--|--|------------|
- 第2条第1項第339号から第341号までを次のように改める。
- | | | |
|--|------------------------|------------|
| (339) 山形県立農業大学校に係る卒業、成績等の証明書の交付（現に在校中の学生に対して行うもの及び国又は他の地方公共団体の職員が職務上請求する場合に係るものを除く。） | 山形県立農業大学校諸
証明書交付手数料 | 1 通につき260円 |
|--|------------------------|------------|
- (340)及び(341) 削除
- 第3条中第13項を第16項とし、第8項から第12項までを3項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の3項を加える。
- 8 介護保険法第69条の27第1項の規定により知事が同項に規定する試験事務を同項に規定する指定試験実施機関に行わせることとした場合における介護支援専門員実務研修受講試験手数料は、当該指定試験実施機関に納めるものとする。この場合において、当該指定試験実施機関に納められた介護支援専門員実務研修受講試験手数料は、その収入とする。
- 9 介護保険法第115条の30第1項の規定により知事が介護サービス情報に係る調査に関する事務を同項に規定する指定調査機関に行わせることとした場合における介護サービス情報の調査手数料は、当該指定調査機関に納めるものとする。この場合において、当該指定調査機関に納められた介護サービス情報の調査手数料は、その収入とする。
- 10 介護保険法第115条の36第1項の規定により知事が介護サービス情報の報告の受理及び公表に関する事務を同項に規定する指定情報公表センターに行わせることとした場合における介護サービス情報の公表等手数料は、当該指定情報公表センターに納めるものとする。この場合において、当該指定情報公表センターに納められた介護サービス情報の公表等手数料は、その収入とする。

る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第190号から第193号までの改正規定は、規則で定める日から施行する。

山形県産業廃棄物税条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第16号

山形県産業廃棄物税条例

(目的)

第1条 県は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者及び廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者のうち、産業廃棄物の最終処分（廃棄物処理法第12条第3項に規定する最終処分をいう。）を業として行う者をいう。
- (3) 最終処分場 県内に設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。

(賦課徴収)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「この条例」とあるのは、「この条例及び山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）」と、同条例第3条中「もの」とあるのは、「もの及び山形県産業廃棄物税条例第1条の規定により課する産業廃棄物税」と、同条例第16条第1項中「又はこの条例」とあるのは、「この条例又は山形県産業廃棄物税条例」とする。

(課税地)

第4条 産業廃棄物税に係る徴収金は、最終処分場の所在地において賦課徴収する。

2 知事は、前項の規定による課税地により難いと認める場合又は特に指定する必要があると認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(納税義務者等)

第5条 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出した事業者（産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下「排出事業者」という。）が、その排出した産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

2 前項に規定するもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出した産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

(課税標準)

第6条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなし、前項の規定を適用する。

(税率)

第7条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

（税額の端数計算）

第8条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

（課税免除）

第9条 知事は、天災その他の災害により排出された産業廃棄物及び公益上その他の事由により課税が不適当なものの搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。

（徴収の方法）

第10条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 第5条第1項の規定により産業廃棄物税を課する場合 特別徴収

(2) 第5条第2項の規定により産業廃棄物税を課する場合 申告納付

（特別徴収義務者）

第11条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対して排出事業者に課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者としての登録等）

第12条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により特別徴収義務者に指定された者は、その指定を受けた日から5日以内に、最終処分場ごとに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録の申請をする場合において提出する申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 最終処分場の名称、所在地及び設備の概要

(3) 埋立処分の開始年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の登録の申請があったときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付する。

4 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 第3項の証票の交付を受けた者は、最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅したときは、その消滅した日から10日以内に、当該最終処分場に係る証票を知事に返納しなければならない。

7 第3項の証票の交付を受けた者は、第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、直ちに登録の変更を知事に申請しなければならない。

（申告納入の手続等）

第13条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで（最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から1月以内）に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

（徴収猶予）

第14条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金又は産業廃棄物税の全部若しくは一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当する場合を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

3 知事は、第1項の規定により徴収猶予をしたときは、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第15条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金若しくは産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な事由があると認めるとき又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額（以下「徴収不能額等」という。）を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により徴収不能額等を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第1項の申請を受理したときは、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に、当該申請を行った特別徴収義務者に通知しなければならない。

（申告納付すべき納税者としての届出）

第16条 第10条第2号の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者（以下「申告納付すべき納税者」という。）は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 申告納付すべき納税者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 最終処分場の名称、所在地及び設備の概要

(3) 埋立処分の開始年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 申告納付すべき納税者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(申告納付の手続等)

第17条 申告納付すべき納税者は、次の表の左欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで（最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から1月以内）に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書により納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

3 申告納付すべき納税者は、納付申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知があるまでは、第1項の規定により申告納付することができる。

4 第1項又は前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならないときは、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

(減免)

第18条 知事は、申告納付すべき納税者について、天災その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該申告納付すべき納税者の申請により、産業廃棄物税を減免することができる。

2 前項の規定による産業廃棄物税の減免を受けようとする申告納付すべき納税者は、当該産業廃棄物税の納期限までに、又は当該減免の原因となるべき事実が発生した日から1月以内に、規則で定める申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(更正及び決定に関する通知)

第19条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納入等)

第20条 前条の通知を受けた者は、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）があるときは、当該不足税額並びに当該不足税額に対する延滞金額及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに、納入書により納入し、又は納付書により納付しなければならない。

(納税管理人)

第21条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、法第733条の6第1項の規定により納税管理人を定める場合においては、その必要が生じた日から10日以内に、課税地を所管する総合支庁の所管区域内に住所、居所、事務所若し

くは事業所を有する者のうちからこれを定め知事に申し、又は当該所管区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事の承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申し、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第22条 法第733条の6第2項の認定を受けていない特別徴収義務者等で前条の承認を受けていないものが同条の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

（帳簿の記録等の義務）

第23条 特別徴収義務者等は、次に掲げる事項を帳簿に記載し、当該帳簿を第13条第1項若しくは第2項の納入申告書の提出期限又は第17条第1項若しくは第2項の納付申告書の提出期限の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
 - (2) 搬入された産業廃棄物の重量
 - (3) 産業廃棄物税額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- （使途）

第24条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用（産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を含む。）に充てなければならない。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用する。

（経過措置）

- 3 施行日において現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者に対する第12条第1項の規定の適用については、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。
- 4 施行日において現に最終処分場を設置し、自ら排出した産業廃棄物の埋立処分を行っている者に対する第16条第1項の規定の適用については、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

（施行前の準備）

- 5 第12条第1項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び同条第3項の規定による証票の交付並びに第16条第1項の規定による申告納付すべき納税者としての届出は、施行日前においても行うことができる。

（検討）

- 6 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山形県消費生活条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第17号

山形県消費生活条例

山形県消費者保護条例（昭和51年7月県条例第42号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 消費生活の安全の確保

第1節 危害の防止（第9条－第11条）

第2節 不当な取引行為の防止（第12条－第15条）

第3節 表示の適正化等（第16条－第23条）

第3章 生活関連物資の供給の確保等（第24条－第26条）

第4章 啓発活動及び消費者教育の推進等（第27条－第29条）

第5章 消費者被害の救済（第30条－第33条）

第6章 知事に対する申出（第34条）

第7章 立入調査等（第35条－第37条）

第8章 山形県消費生活審議会（第38条－第45条）

第9章 雑則（第46条－第49条）

附則

経済社会の発展により、県民の消費生活は著しく高度化し、かつ、多様化した。多種多様な商品及び役務が市場に登場したことにより、消費生活に利便さ及び快適さがもたらされた一方で、消費者がその品質、性能、安全性、取引条件等について十分認識した上で選択を適正に行うことが難しくなった。そのため消費者の安全及び利益を害する問題が発生してきている。

加えて、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の構造的な格差から、消費者が直面する問題は、消費者の保護を基本とした従来の枠組みだけでは解決が困難になってきている。

県は、消費者と事業者とは本来対等の立場に立つべきものであるとの視点から、これらの問題の解決に向けて、事業活動の適正化を推進し、かつ、消費者の自立を支援する総合的な施策を充実させるべく努めるものである。

また、消費生活が地球環境に大きな影響を与えていることから、我々一人一人の行動様式が問われるようになってきている。県、事業者及び消費者は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現に努めるよう求められている。

このような認識の下に、消費者の権利を尊重し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策等について定め、その推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、国、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼及び協調をもとに、消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

(1) 消費者の安全が確保されること。

(2) 商品及び役務（以下「商品等」という。）について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会

が確保されること。

- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が県の実施する施策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- (7) 事業者に不当な取引行為を行わせないこと。
- (8) 消費者の利益を確保するため、消費者団体を組織し、行動すること。

（県の責務）

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念にのっとり、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）を推進する責務を有する。

- 2 県は、消費者施策を推進するに当たっては、消費者の意見を反映させるものとする。
- 3 県は、消費者施策を推進するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するものとする。

（消費者基本計画）

第4条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 消費者施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、山形県消費生活審議会に諮問するとともに、県民の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを明らかにするものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、第2条の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の権利を尊重し、及び法令を遵守した事業活動を行うこと。
- (2) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (3) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (4) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (6) 消費者の個人情報을適正に取り扱うこと。
- (7) 県が推進する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等に関し環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

（事業者団体の責務）

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、前条第2項に規定する基準の作成その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

- 2 事業者団体は、県が推進する消費者施策に協力しなければならない。

（消費者の役割）

第7条 消費者は、消費者の権利を自覚し、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び知的財産権等の適正

な保護に配慮するよう努めなければならない。

（消費者団体の役割）

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、安全かつ公正な取引を確保するための市場の監視、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第2章 消費生活の安全の確保

第1節 危害の防止

（危害商品等の供給禁止）

第9条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある欠陥のある商品等（以下「危害商品等」という。）を供給してはならない。

（危害商品等の調査等）

第10条 知事は、事業者が供給する商品等について、危害商品等の疑いがあると認めるときは、当該商品等の安全性について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、資料の提出その他の方法により、当該商品等が安全であることの立証をすべきことを求めることができる。

（危害商品等の緊急情報提供）

第11条 知事は、危害商品等により、消費者の生命、身体又は財産について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに当該危害商品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を提供するものとする。

第2節 不当な取引行為の防止

（不当な取引行為の指定）

第12条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為を不当な取引行為として指定することができる。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、若しくは消費者を執ように説得し、若しくは心理的に不安な状況に陥れる等の方法を用いて、又は消費者が取引しない旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させる行為

(2) 取引における信義誠実の原則に反して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約（その成立又は内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせ、又は履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又はそれらが有効に行われたにもかかわらず、それらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与又は保証の受託をする契約について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で当該契約に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせる行為

2 知事は、前項の規定により不当な取引行為を指定しようとするときは、山形県消費生活審議会に諮問しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により不当な取引行為を指定したときは、その内容を告示しなければな

らない。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定した不当な取引行為（以下「不当な取引行為」という。）の内容を変更し、又は当該指定を取り消す場合について準用する。

（不当な取引行為の禁止）

第13条 事業者は、不当な取引行為を行ってはならない。

（不当な取引行為の調査等）

第14条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、当該取引行為の仕組み、実態等について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為の正当性を示す資料その他の資料の提出又は説明を求めることができる。

（不当な取引行為の緊急情報提供）

第15条 知事は、不当な取引行為により、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該不当な取引行為の内容、当該不当な取引行為を行っている事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を提供するものとする。

第3節 表示の適正化等

（表示の適正化）

第16条 事業者は、消費者が商品等を購入し、又は利用しようとする際に容易に選択ができ、かつ、適正に使用若しくは利用又は廃棄することができるようにするため、その供給する商品等の品目、使用方法その他の必要な事項を正しく、かつ、分かりやすく表示するよう努めなければならない。

（広告の適正化）

第17条 事業者（広告代理事業及び広告事業を行う者を含む。）は、商品等に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めなければならない。

（容器及び包装の適正化）

第18条 事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認することがないようにするため、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。

（計量の適正化）

第19条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が不利益を被ることがないように、適正に計量しなければならない。

（規格の適正化）

第20条 事業者は、商品の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品等について適正な規格を定めるよう努めなければならない。

（自主基準等の設定）

第21条 事業者及び事業者団体は、消費者の信頼を確保するため、第16条から第19条までに規定する事項その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事項に関する基準（以下「基準等」という。）を自主的に定めるよう努めなければならない。

2 知事は、事業者及び事業者団体に対し、必要に応じて、基準等の設定及び遵守について指導するものとする。

（県の基準等の設定等）

第22条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、必要があると認めるときは、山形県消費生活審議会に諮問し、事業者が供給する商品等について、基準等を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準等を定めた場合は、その内容その他必要な事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、基準等を変更し、又は廃止する場合について準用する。

（県の基準等の遵守義務）

第23条 事業者は、その供給する商品等について前条第1項の基準等が定められた場合には、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が前条第1項の基準等を遵守していない疑いがあると認めるときは、その実態その他必要な事項を調査するものとする。

第3章 生活関連物資の供給の確保等

（情報の収集及び調査）

第24条 知事は、県民の消費生活と関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集及び調査を行うよう努めるものとする。

（供給等の協力要請）

第25条 知事は、生活関連物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保、あっせん等について協力を要請するものとする。

（特定物資の指定、調査等）

第26条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め若しくは売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した特定物資について、価格の上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を調査するものとする。

3 知事は、第1項に規定する事態が消滅したと認める場合は、同項の規定による指定を解除するものとする。

4 知事は、第1項の規定により特定物資を指定したときは、これを告示しなければならない。解除したときも、同様とする。

第4章 啓発活動及び消費者教育の推進等

（啓発活動の推進）

第27条 県は、消費者がその消費生活に関して自主的かつ合理的に行動することができるようにするため、商品等及びその取引の方法に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を行うものとする。

（消費者教育の推進）

第28条 県は、消費者の自立を支援するため、市町村、教育機関、事業者団体、消費者団体その他の関係機関と連携し、学校、地域、家庭、職域等における消費生活、生活設計等に関する教育（以下「消費者教育」という。）の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん等の施策を講ずるものとする。

（消費者団体の健全な活動の促進）

第29条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主性を尊重しつつ、その健全な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第5章 消費者被害の救済

（相談及び苦情の処理）

第30条 知事は、事業者が供給する商品又は役務に関する消費者からの相談又は苦情の申出（以下「消費者苦情等」という。）について、市町村と連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とするものの処理を行うとともに、市町村が行う消費者苦情等の処理に対して、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

2 知事は、消費者苦情等があったときは、速やかに、その内容について調査等を行い、必要があると認めるときは、期間を定めて、関係者に資料の提出又は説明を求めること等により、当該消費者苦情等を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

3 知事は、国、他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力して消費者苦情等の処理を行うも

のとする。

（あっせん又は調停）

第31条 知事は、消費者からの苦情で、その処理が著しく困難であると認めるものについては、山形県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 山形県消費生活審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該あっせん又は調停に係る関係者に対し、必要な資料の提出若しくは説明を求め、又は山形県消費生活審議会への出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の規定により消費者からの苦情の処理を山形県消費生活審議会に付託したときは、必要に応じて、その処理の結果を明らかにするものとする。

（訴訟費用等の援助）

第32条 知事は、商品又は役務によって被害を受けた消費者が、事業者を相手に訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下同じ。）を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当するときは、山形県消費生活審議会の意見を聴き、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、訴訟に要する経費の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

（1）同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品又は役務に係るものであること。

（2）1人当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

（3）前条第1項の規定による調停によって解決されなかった消費者からの苦情に係るものであること。

（貸付金の返還等）

第33条 前条の規定により訴訟に要する経費の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第6章 知事に対する申出

（知事に対する申出）

第34条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置が講じられていないことにより、第2条に規定する消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあるときは、知事に対し、その旨を書面により申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、第1項の規定による申出に係る処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。

4 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を明らかにするものとする。

第7章 立入調査等

（立入調査等）

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期間を定めて、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第36条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、当該各号に定める措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 第9条の規定に違反しているとき。 危害商品等の供給の中止、回収その他必要な措置
- (2) 第13条の規定に違反しているとき。 不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置
- (3) 第23条第1項の規定に違反しているとき。 第22条第1項の基準等の遵守その他必要な措置
- (4) 第26条第2項の規定による調査の結果、事業者が買占め又は売惜しみにより、特定物資を多量に保有していたとき。 特定物資の適正な価格での供給その他必要な措置

2 前項の規定による勧告は、当該行為を既に行っていない場合においても、することができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた事業者に対し、その勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告をさせることができる。

(公表)

第37条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその行為の内容を公表することができる。

- (1) 第10条第2項の規定による立証の要求に応じず、若しくは立証できず、定められた期間内に立証せず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- (2) 第14条第2項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- (3) 第31条第2項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、若しくは虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき、又は山形県消費生活審議会への出席若しくは説明を拒み、若しくは関係者の出席を妨げ、若しくは山形県消費生活審議会で虚偽の説明をしたとき。
- (4) 第35条第1項の規定による説明若しくは資料の提出を拒み、定められた期間内に説明若しくは提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 前条第1項の規定による勧告に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、当該事業者の所在が不明である場合は、この限りでない。

第8章 山形県消費生活審議会

(山形県消費生活審議会の設置)

第38条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議させるため、山形県消費生活審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要があると認める事項を知事に建議することができる。

(組織等)

第39条 審議会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者
- (3) 事業者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第40条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第41条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第42条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第1項の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第43条 審議会は、会長が指名する委員で組織する被害救済部会その他の部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 審議会は、その定めるところにより、第31条第1項に規定するあつせん若しくは調停又は第32条に規定する意見については被害救済部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第44条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（会長への委任）

第45条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第9章 雑則

（国等への協力要請）

第46条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国、関係地方公共団体等に対して、適当な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

（山形県消費生活センター）

第47条 山形県消費生活センターは、国、地方公共団体その他関係機関、消費者団体等と連携し、本県における消費者施策の中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（試験、検査等の体制の整備等）

第48条 知事は、消費者施策の実効性を確保するため、商品の試験、検査等及び役務についての調査研究等を行う体制を整備するとともに、必要に応じて、試験、検査、調査研究等の結果を明らかにするものとする。

（委任）

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正前の山形県消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項、第7条の3第1項及び第20条第1項の規定による勧告並びに旧条例第21条第1項の規定による立入調査等に係る報告又は公表については、なお従前の例による。

- 3 旧条例第22条第1項の規定により設置された山形県消費生活審議会（以下「旧審議会」という。）は、改正後の山形県消費生活条例（以下「新条例」という。）第38条第1項に規定する山形県消費生活審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に新条例第39条第2項の規定により新審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に新条例第40条第1項の規定により新審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

山形県産業廃棄物税基金条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第18号

山形県産業廃棄物税基金条例

（設置）

第1条 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策を実施するため、山形県産業廃棄物税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額とし、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費（産業廃棄物税の賦課徴収に要する経費を含む。）に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第19号

山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例（昭和50年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第20号

山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山形県介護保険財政安定化基金条例（平成12年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の1」を「1,000分の0.5」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県障害者支援施設条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第21号

山形県障害者支援施設条例

（設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第83条第2項の規定により、障害者支援施設を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山形県立吹浦荘	飽海郡遊佐町
山形県立梓園	米沢市
山形県立慈丘園	鶴岡市
山形県立総合コロニー希望が丘	東置賜郡川西町
山形県立鶴峰園	鶴岡市

（使用料の徴収）

第2条 県は、次条の規定により前条の施設（以下「支援施設」という。）の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き、支援施設において法第5条第6項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する施設入所支援、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援（以下「障害福祉サービス」という。）を受けた者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項の規定による措置に係る者（以下「措置対象者」という。）を除く。）から、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。

（指定管理者）

第3条 支援施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、法第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準、法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準、法第84条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準その他知事が必要と認める基準に従い、支援施設の管理を行うものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 支援施設の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援施設の管理に関し知事が必要と認める業務

(利用料金)

第6条 第3条の規定により指定管理者が支援施設の管理を行う場合にあっては、当該支援施設において障害福祉サービスを受けた者（措置対象者を除く。）は、第2条に定める額の料金を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 指定管理者は、前項の料金を自己の収入として収受するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(山形県知的障害者援護施設条例の廃止)

2 山形県知的障害者援護施設条例（昭和48年3月県条例第17号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までであって支援施設の全部が障害者支援施設に係る法第29条第1項の指定を受ける日の前日までの間（以下「経過措置期間」という。）における第1条の規定の適用については、同条中「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設又は法附則第20条に規定する旧法指定施設」とする。

4 この条例の施行の日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までであって附則第12項の規定による改正前の山形県身体障害者更生援護施設条例（昭和48年3月県条例第16号）第1条の表に規定する山形県立ワークショップ明星園（以下「明星園」という。）が法第29条第1項の指定を受ける日の前日までの間における第1条の表の規定の適用については、

山形県立鶴峰園	鶴岡市	と
---------	-----	---

あるのは、

山形県立鶴峰園	鶴岡市	と
山形県立ワークショップ明星園	山形市	

する。

5 県は、第2条の規定にかかわらず、法附則第20条に規定する旧法指定施設（以下「旧法指定施設」という。）の管理を指定管理者が行う場合を除き、経過措置期間に旧法指定施設で次の各号

- に掲げる障害福祉サービス等を受けた者（措置対象者を除く。）から、それぞれ当該各号に定める額の使用料を徴収する。
- (1) 法第5条第6項に規定する生活介護及び同条第8項に規定する短期入所 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
 - (2) 法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
 - (3) 法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対する法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援 法附則第22条第4項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額
- 6 経過措置期間における旧法指定施設（明星園を除く。）の指定管理者に対する第4条の規定の適用については、同条中「法第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準、法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準、法第84条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第17条の26に規定する厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準、旧身体障害者福祉法第28条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第15条の26に規定する厚生労働省令で定める指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準、旧知的障害者福祉法第21条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とする。
- 7 明星園の指定管理者は、第4条の規定にかかわらず、明星園の管理を、次に掲げる基準に従い行うものとする。
- (1) 法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第17条の26に規定する厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準及び旧身体障害者福祉法第28条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準
 - (2) 明星園は、午前9時から午後5時までの時間は、閉館時間としないこと。
 - (3) 明星園は、次に掲げる日以外は休館日としないこと。
 - イ 日曜日及び土曜日
 - ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (4) その他明星園の管理上知事が必要と認める基準
- 8 明星園の指定管理者は、前項第2号及び第3号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて明星園の開館時間及び休館日を定めるものとする。
- 9 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。
- 10 明星園の指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に明星園を開館し、又は休館することができる。
- 11 経過措置期間における旧法指定施設に対する第6条第1項の規定の適用については、同項中「障害福祉サービス」とあるのは、「附則第5項各号に掲げる障害福祉サービス等」と、「第2条」とあるのは、「それぞれ当該各号」とする。
（山形県身体障害者更生援護施設条例の一部改正）
- 12 山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
山形県立点字図書館条例

第1条中「第27条第2項」を「第28条第1項」に、「身体障害者更生援護施設を置き、その種類、名称及び位置は、次のとおりとする」を「視聴覚障害者情報提供施設として山形県立点字図書館（以下「点字図書館」という。）を山形市に置く」に改め、同条の表を削る。

第2条から第10条までを削る。

第11条中「第1条の施設」を「点字図書館」に改め、同条を第2条とする。

第12条第1項中「、第1条の施設」を「、点字図書館」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「山形県立点字図書館（以下「図書館」という。）」を「点字図書館」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「図書館」を「点字図書館」に、「第2号イからハマで」を「次」に改め、同号に次のように加える。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日

第12条第1項第4号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第29条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準

第12条第1項第5号を削り、同項第6号中「第1条の施設」を「点字図書館」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「明星園及び図書館」を「点字図書館」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第13条中「第1条の施設」を「点字図書館」に改め、同条を第4条とする。

第14条を削り、第15条を第5条とする。

山形県立ふれあいの家条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第22号

山形県立ふれあいの家条例

（設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項の規定により、同項第5号に掲げる事業を行うため、山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）を山形市に置く。

（利用の許可）

第2条 ふれあいの家を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にふれあいの家の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用の不許可）

第3条 知事は、ふれあいの家の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ふれあいの家の管理上適当でないと認められるとき。

(3) その他ふれあいの家の設置の目的に反すると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第4条 知事は、第2条第1項の許可を受けてふれあいの家を利用しようとし、又は利用している者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は当該許可に新たな条件を付することができる。

(1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 当該許可に付した条件に違反したとき。

(4) その他ふれあいの家の管理上特に必要があると認められるとき。

（利用の手続）

第5条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、当該許可のあった日から10日以内（知事の承認を受けたときは、知事の指示する期間内）に、知事の定める手続をしなければならない。

2 知事は、利用決定者が前項の手続をしたときは、当該利用決定者に対し、速やかに、ふれあいの家の利用を開始することができる日（以下「利用開始可能日」という。）を通知しなければならない。

（連帯保証人）

第6条 利用決定者は、知事が適当と認める連帯保証人1名をたてなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

（利用者の費用負担等）

第7条 次に掲げる費用は、ふれあいの家を利用する者（以下「利用者」という。）の負担とする。

(1) 破損したガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(2) 電気、水道、下水道及び燃料の使用料

2 利用者の責に帰すべき理由によって前項第1号に規定する修繕以外の修繕の必要が生じたときは、利用者は、知事の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（利用者の保管義務）

第8条 利用者は、ふれあいの家の利用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

（転貸等の禁止）

第9条 利用者は、ふれあいの家を他の者に貸し、又はその利用の権利を他の者に譲渡してはならない。

（使用料の徴収）

第10条 県は、次条の規定によりふれあいの家の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き、利用者から、利用開始可能日からふれあいの家の利用を終了する日までの間につき、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる利用者の1月当たりの収入の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、利用開始可能日が月の中途にある場合又はふれあいの家の利用を月の中途で終了する場合の当該月に係る使用料の額は、日割計算によるものとする。

(1) 160,000円以上 1室1月につき20,900円

(2) 130,000円以上160,000円未満 1室1月につき16,500円

(3) 100,000円以上130,000円未満 1室1月につき13,500円

(4) 70,000円以上100,000円未満 1室1月につき10,500円

(5) 70,000円未満 1室1月につき7,500円

3 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 利用者は、毎月末日（ふれあいの家の利用を月の途中で終了する場合は、当該利用を終了する日）までにその月分の使用料を納付しなければならない。

（指定管理者）

第11条 ふれあいの家の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準その他知事が必要と認める基準に従い、ふれあいの家の管理を行うものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあいの家の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) ふれあいの家の運営に関する業務
 - (3) 第2条第1項の規定による許可に関する業務
 - (4) 第4条の規定による許可の取消し、条件の変更及び新たな条件の付加に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、ふれあいの家の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 第11条の規定により指定管理者がふれあいの家の管理を行う場合における第2条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 第11条の規定により指定管理者がふれあいの家の管理を行う場合にあつては、利用者は、ふれあいの家の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の料金は、第10条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、第1項の料金を自己の収入として收受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、第1項の料金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

山形県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第23号

山形県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、山形県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱う。

- 2 知事は、法第97条第1項の審査請求があつたときは、障害者等の保健又は福祉に係る専門的な審査を要しない場合を除き、審査会に審査を求めなければならない。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人で組織する。

- 2 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項の合議体は、委員5人で構成する。

(医師等に対する報酬)

第4条 法第103条第1項の規定により診断その他の調査をした医師等に対して支給する報酬の額は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる職にある者のうち日額をもって報酬が定められる者の例による。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

障害者自立支援法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第24号

障害者自立支援法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項中

居宅支援料	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第2項第1号に掲げる額又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第2項第1号に掲げる額	を
-------	---	---

障害福祉サービス料	障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	に
-----------	---	---

改め、同表の備考第2項中「居宅支援料」を「障害福祉サービス料」に、「児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所又は知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所（児童福祉法）」を「支援法第5条第8項に規定する短期入所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、「及び知的障害者福祉法」を「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」に改める。

第2条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項中

施設支援料	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第2項第1号に掲げる額	を
-------	--	---

障害児施設支援料	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	に
----------	--	---

改め、同表の備考第2項中「（昭和22年法律第164号）第21条の25第1項」を「第21条の6」に、「第15条の32第1項」を「第15条の4」に、「除く。）」を「除く。）、支援法第5条第11項に規定する施設入所支援（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定による措置に係るものを除く。）及び支援法第5条第13項に規定する自立訓練（身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置に係るものを除く。）」に改め、同備考第3項中「施設支援料」を「障害児施設支援料」に、「身体障害者福祉法第5条第3項」を「児童福祉法第7条第5項」に、「身体障害者更生施設支援」を「盲ろうあ児施設支援及び同条第6項に規定する肢体不自由児施設支援（同法第27条第1項第3号の規定による措置に係るものを除く。）」に改める。

(山形県立児童福祉施設設置条例の一部改正)

第3条 山形県立児童福祉施設設置条例（昭和39年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法第6条の2第4項」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第8項」に、「児童短期入所」を「短期入所」に改め、同条第2項中「法第21条の10第2項第1号に掲げる」を「支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改める。

第4条 山形県立児童福祉施設設置条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（使用料）」を付し、同条第1項中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 県は、第1条に掲げる知的障害児施設において法第7条第3項に規定する知的障害児施設支援を受けた障害児（法第27条第1項第3号の規定による措置に係る者を除く。）の保護者から、当該知的障害児施設支援に係る使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

（山形県青少年保護条例の一部改正）

第5条 山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

（山形県立総合療育訓練センター条例の一部改正）

第6条 山形県立総合療育訓練センター条例（昭和57年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設」に改める。

（山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条を改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に1条を加える改正規定中「法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス及び同条第4項に規定する身体障害者短期入所 法第17条の4第2項第1号に掲げる額」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所及び支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス 支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改める。

第11条及び第12条の改正規定中「法第17条の19第1項」を「支援法第43条第1項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に、「法第17条の26」を「支援法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準、法第17条の26」に改める。

（山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項を改め、同条を第6条とし、同条の前に2条を加える改正規定中「法第15条の19第1項」を「支援法第43条第1項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に、「法第15条の26」を「支援法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準、法第15条の26」に改める。

第2条を改め、同条を第3条とし、第1条の次に1条を加える改正規定中「(1) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所 同法第21条の10第2項第1号に掲げる額」を削り、「(2) 法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス及び同条第4項に規定する知的障害者短期入所 法第15条の5第2項第1号に掲げる額」を「(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所及び支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス 支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に、「(3)」を「(2)」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は公布の日から、第2条及び第4条から第6条までの規定は同年10月1日から施行する。

山形県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第25号**山形県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例**

山形県精神保健福祉審議会条例（昭和40年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を削る。

第2条第3項中「事故」を「事故が」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第3条 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第26号**山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例**

山形県精神保健福祉センター条例（昭和47年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の80パーセントに相当する額」及び「（以下「老人保健診療」という。）」を削り、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第27号**山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「同条第8項」を「同条第4項」に改め、同項第7号中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

別表第4号中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第4号の改正規定は、同年10月1日

から施行する。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第28号

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山形県動物の保護及び管理に関する条例（平成12年12月県条例第92号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 危険な動物の飼養等の許可等（第5条―第14条）」を「第3章 削除」に改める。

第1条中「第7条及び第16条」を「第9条」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に改める。

第2条第4号及び第5号を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第5条から第14条まで 削除

第15条第1項及び第16条中「第19条第2項」を「第36条第2項」に改める。

第19条第1項中「飼養者」を「飼養者（特定動物（法第26条第1項に規定する特定動物をいう。以下同じ。）を飼養し、又は保管する者をいう。）」に、「危険な動物」を「特定動物」に改め、同条第2項を削る。

第20条中「危険な動物」を「特定動物」に改める。

第21条第1項中「又は危険な動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき若しくは加えるおそれがあると認めるとき」及び「当該危険な動物を殺すことその他のこれらの動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために」を削り、同条第2項を削る。

第22条第1項中「若しくは飼養者」、「飼養施設の存する土地若しくは建物その他」及び「飼養施設その他」を削る。

第23条第1項第1号を次のように改める。

(1) 法第10条第1項の規定による動物取扱業の登録を受けようとする者 1件につき15,000円

第23条第1項第3号中「第9条第1項」を「法第28条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る変更」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第5条第1項」を「法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条第1項の規定による動物取扱業の登録の更新を受けようとする者 1件につき13,000円

第23条第1項に次の3号を加える。

(5) 法第35条第1項の規定により犬又はねこの引取りを求める者 1頭又は1匹につき2,000円を超えない範囲内で知事が定める額

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第6項の規定による動物取扱業に係る登録証の再交付を受けようとする者 1件につき2,500円

(7) 省令第15条第6項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る許可証の再交付を受けようとする者 1件につき2,500円

第23条第2項中「前項第1号」を「前項第5号」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条中「次の各号の一に該当する」を「第19条の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした」に改め、同条各号を削る。

第27条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「第21条第1項」を「第21条」に改め、「（飼い犬に係るものに限る。）」を削る。

第28条中「前3条」を「前2条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第23条第1項第2号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年4月1日から同年5月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）における改正後の第23条第1項第2号の規定の適用については、同号中「法第26条第1項」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第1項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号。以下「改正法」という。）の施行の日前に改正法による改正後の法第26条第1項」とする。

3 県は、経過措置期間において改正前の第5条第1項の許可を受けようとする者から、1件につき16,000円の手数料を徴収する。

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第29号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1 施設の項の表中	第1会議室及び第2会議室	900円	を
会議室	1,800円までの範囲内で知事が定める額		に改め、同表の備考第2項

中「第1会議室及び第2会議室」を「及び会議室」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第30号

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例

（授業料等の徴収）

第1条 県は、山形県立職業能力開発校条例（昭和49年3月県条例第23号）第2条に規定する職業能力開発校における授業料、受講料、入校料及び入校考査料を、この条例の定めるところにより徴収する。

（授業料等の額）

第2条 授業料、受講料、入校料及び入校考査料の額は、別表のとおりとする。

（授業料の徴収の時期）

第3条 授業料は、前期分及び後期分に分割して徴収するものとし、前期分の授業料にあつては4月に、後期分の授業料にあつては10月にそれぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

（受講料の徴収の時期）

第4条 受講料は、知事が別に定める時期に徴収するものとする。

（入校料の徴収の時期）

第5条 入校料は、入校を許可するときに徴収するものとする。

（入校考査料の徴収の時期）

第6条 入校考査料は、入校の志望を受理するときに徴収するものとする。

（入校の時期が徴収の月後である場合における授業料の額及び徴収の時期）

第7条 入校の時期が第3条に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入校した日の属する月から次の徴収の月前の月までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入校した日の属する月に行うものとする。

（4月から9月までの間に退校した者に係る授業料）

第8条 4月から9月までの間に退校した者からは、後期分の授業料は徴収しないものとする。

（授業料及び入校料の免除及び徴収猶予）

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、授業料及び入校料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入校者に係る授業料については、この条例の規定にかかわらず、徴収しない。

別表

区分	授業料	受講料	入校料	入校考査料
普通課程職業訓練	年額 115,200円	/	5,650円	2,200円
短期課程職業訓練	/	知事が別に定める額	/	/

備考 この表において「普通課程職業訓練」とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練で長期間の訓練課程のものをいい、「短期課程職業訓練」とは、同号に規定する普通職業訓練で短期間の訓練課程のもの（同法第23条第1項に規定する普通職業訓練を除く。）をいう。

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第31号

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例（平成4年12月県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表授業料の欄中「379,200円」を「390,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において在校する者に係る授業料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第32号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1最上川ふるさと総合公園の項中

展示研修施設

 を

展示研修施設、スケートパーク

 に改め、同表山形県総合運動公園の項中「第2運動広

場」を「第2運動広場、第3運動広場」に改める。

別表第3第1項の表最上川ふるさと総合公園の項中

	研修室		1時間当たり 660円	を
--	-----	--	----------------	---

	研修室		1時間当たり 660円	に改め、同表
スケートパーク	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1日当たり 19,000円	
		上記以外の場合	1日当たり 38,000円	
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用 する場合	1人1日当たり 250円	
		上記以外の場合	1人1日当たり 500円	

山形県総合運動公園の項中

		上記以外の場合	1時間当たり 500円	を
--	--	---------	----------------	---

		上記以外の場合	1時間当たり 500円	に改める。
第3運動広場	児童生徒等のみが使用する場 合		1時間当たり 510円	
		上記以外の場合	1時間当たり 1,020円	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第33号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第34号

山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例を廃止する条例

山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例（昭和61年3月県条例第26号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例（以下「旧条例」という。）第5条から第9条までの規定は、この条例の施行の日前に旧条例の規定により奨学金を貸与された者については、なおその効力を有する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第35号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「養護教諭」を「養護教諭、栄養教諭」に、「規定する職員」を「規定する職員のうち栄養教諭以外の者」に改め、同条第3項中「養護教諭」を「養護教諭、栄養教諭」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
小 学 校	人	人	人	人	人	人	人	人	人
中 学 校	6,788	454	1			450		78	7,771

盲学校 ろう 聾学校	138	3		40	4	10		27	222
養護学校	446	13		88	13	24		61	645
高等学校	2,095	62		3	197	170	14	182	2,723

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第36号**山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例**

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ろう学校」を「聾学校」に改め、同条第2号中「養護教諭」を「養護教諭、栄養教諭」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第37号**山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例**

山形県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 個人情報の保護に関すること。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第38号**山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例**

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

「 88人 「 89人

179人 181人
 第1条第1項中 542人 を 548人 に改める。
 560人 566人
 578人」 583人」

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第39号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、風俗営業の許可をしない地域その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条第1項第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第9条中「第22条第4号」を「第22条第5号」に改める。

第10条の7を第10条の8とし、第10条の4から第10条の6までを1条ずつ繰り下げ、第10条の3の次に次の1条を加える。

（受付所営業の禁止区域等）

第10条の4 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第1項に規定する条例で定める施設は、第10条第1項各号に掲げる施設とする。

2 受付所営業（法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。）は、県内全域において、これを営んではならない。

3 受付所営業は、県内全域において、深夜においては、これを営んではならない。

別表第4に次のように加える。

(15) 法第27条第4項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があつた旨を記載した書面（以下「届出確認書」という。）（法第27条	イ 法第2条第6項の営業を営もうとする者	11,900円
	ロ 法第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所（法第31条の2第1項第7号に規定する受付所をいう。以下同じ。）を設けようとするもの	3,400円に受付所1箇所ごとに8,500円を加算した額
	ハ 法第2条第7項、第8項又は第10項の営業を営もうとする者（ロに掲げる者を除く。）	3,400円

第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項及び第31条の17第1項の届出書に係るものに限る。)の交付を受けようとする者		
(16) 届出確認書((15)の項に掲げるものを除く。)の交付を受けようとする者	イ 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合	1,900円に新設する受付所1箇所ごとに8,500円を加算した額
	ロ その他の場合	1,500円
(17) 届出確認書の再交付を受けようとする者		1,200円

附 則

- この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日から3月を経過する日までの間における改正後の別表第4の(15)の項のハの規定の適用については、同項のハ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「除く。）」とあるのは「除く。）」又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者」とする。

診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第40号

診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号。以下「療養に係る健康保険法の告示」という。）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」に、「健康保険法の告示の規定」を「診療報酬等に関する告示の規定」に改め、「法令に基づき、医療に要する費用の額が老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定されることとなる場合にあつては、当該告示の規定（第3号の規定を除く。）及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）の

規定（以下これらの規定を「老人保健法の告示の規定」という。）により算定した額。」を削り、同表保険診療以外の療養等の項保険診療と療養等の内容が同じものの項中「健康保険法の告示の規定又は老人保健法の告示の規定」を「診療報酬等に関する告示の規定」に改め、同表保険診療以外の療養等の項死体検案料の項中「療養に係る健康保険法の告示」を「診療報酬の算定方法」に改め、同表保険診療以外の療養等の項死体処置料の項中「療養に係る健康保険法の告示別表第1第2章第10部第1節第1款創傷処理の項」を「診療報酬の算定方法別表第1第2章第10部第1節第1款創傷処理の項及び小児創傷処理（6歳未満）の項」に改め、同表保険診療以外の療養等の項受託検査及びレントゲン撮影料の項中「療養に係る健康保険法の告示」を「診療報酬の算定方法」に改める。

（山形県精神保健福祉センター条例の一部改正）

第2条 山形県精神保健福祉センター条例（昭和47年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、「（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療として行われた診療）及び「については、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）別表第1により算定した額）」を削る。

（山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部改正）

第3条 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療として行われた診療については、診療報酬の算定方法別表第1により算定した額とする。

（山形県立病院料金条例の一部改正）

第4条 山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」に、「健康保険法の告示の規定」を「診療報酬等に関する告示の規定」に改め、「（法令に基づき、医療に要する費用の額が老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定されることとなる場合にあっては、当該告示の規定（第3号の規定を除く。）及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）の規定（以下これらの規定を「老人保健法の告示の規定」という。）により算定した額）」を削り、同表保険診療以外の療養等の項中「健康保険法の告示の規定又は老人保健法の告示の規定」及び「健康保険法の告示若しくは老人保健法の告示の規定」を「診療報酬等に関する告示の規定」に、「これらの」を「診療報酬等に関する」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。